

水質管理目標設定項目について



The Knights

水質基準に関する省令が一部改正され(2026年4月1日施行)、水質基準を補完する項目として定められている水質管理目標設定項目の一部も改正されました。検査項目(計26項目)と目標値は下記の通りです。なお、番号4,6,7,11は水質管理目標設定項目から削除され、欠番となっております。

番号	検査項目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02 mg/L 以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002 mg/L 以下 (暫定)
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02 mg/L 以下
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
8	トルエン	0.4 mg/L 以下
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下
10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下
12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下 (暫定)
14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下 (暫定)
15	農薬類(※)	検出値と目標値の比の和として、1 以下
16	残留塩素	1 mg/L 以下
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10 mg/L 以上 100mg/L 以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01 mg/L 以下
19	遊離炭酸	20 mg/L 以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下
23	臭気強度 (TON)	3 以下
24	蒸発残留物	30 mg/L 以上 200mg/L 以下
25	濁度	1 度以下
26	pH 値	7.5 程度
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力0 に近づける
28	従属栄養細菌	1mL の検水で形成される集落集が 2,000 以下 (暫定)
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1 mg/L 以下

(※)農薬類(番号15)は、次式で与えられる検出指標値が1を超えないこととする「総農薬方式」

$$DI = \sum \frac{DV_i}{GV_i}$$
 が採用されています(DIは検出指標値、DV_iは農薬iの検出値、GV_iは農薬iの目標値)。測定を行う農薬については、その地域の状況を考慮して選定することを基本としていますが、厚生労働省は検出状況や使用量などから、水道水中で検出される可能性の高い農薬をリストアップしています。

これら農薬類の内訳(各農薬項目)については、当社HP「水質管理目標設定項目の対象農薬リスト掲載農薬類の分析について」(<http://www.knights.jp/ana/jirei/2-4nouyaku.html>)をご参照ください。

詳しくは、当社 分析担当者(フリーダイヤル0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせ下さい。

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
 TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
 URL: www.knights.co.jp

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

